(一社)岩手県建築士会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年12月1日

**【二級・木造建築士　登録申請について】**

１．二級・木造建築士登録事務受付日時

平日　午前 9：00 ～ 午後 5：00

※土日祝日及び12月29日～1月3日の期間は休業します。

※この他、本会の業務等で本会事務局が不在になる場合は、二級建築士等登録事務を休止します。

※二級建築士等登録事務を休止する際は、申請者に対して予めホームページ等で予告し、且つ当日はその旨を掲示します。

２．建築士免許証のカード型への変更について

平成21年12月1日より交付される二級建築士免許証及び、木造建築士免許証（A４免許証）は、すべて本人の写真付きの免許証明書（カード型免許）に変更となりました。今回新規に登録申請をされる方の建築士免許証は、すべて免許証明書（カード型免許）の発行となります。

３．郵送又は代理人による申請・受理

原則、申請者本人が「申請・受理」にお越しください。やむを得ない場合は、代理人による申請／受理、郵送受付／交付も可能ですが、本人確認の必要があるため、「申請か受理」のどちらか1回は必ず申請者本人がお越しください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申請時（代理人申請又は郵送申請） | 受理時（代理人による受理又は郵送による受理） |
| 注意事項 | ・受理はご本人が申請窓口で行うこと。・代理人又は郵送による受理不可。 | ・申請はご本人が申請窓口で行っていること。・代理人又は郵送による申請不可。 |
| 必要書類 | **(1)代理人申請の場合**（本人申請時の必要書類に加え）□代理人の身分証明書（顔写真つきの公的身分証明書）□委任状※申請人氏名欄は自署。ワープロ印字不可□申請者本人の運転免許証（顔写真つきの公的身分証明書）等のコピー**(2)郵送申請の場合**（本人申請時の必要書類に加え）□申請者本人の運転免許証（顔写真つきの公的身分証明書）等のコピー※書類の不備がないことを確認して、簡易書留、レターパックプラスをご利用の上、送付下さい。 | **(1)代理人による受理の場合**（本人申請時の必要書類に加え）□代理人の身分証明書（顔写真つきの公的身分証明書）□委任状※申請人氏名欄は自署。ワープロ印字不可□申請者本人の運転免許証（顔写真つきの公的身分証明書）等のコピー□印鑑**(2)郵送による受理の場合**希望者は申請時にお申し出ください。※送料等申請者負担になります。 |

委任状は次ページの様式をご利用ください。

委　　任　　状

私は、

　代理人住所

　代理人氏名

　代理人生年月日　　　　　　　　　年　　月　　日

　代理人連絡先

（自宅・勤務先・携帯）

を代理人と定め、

「 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　」の【申請 ・ 受理】を

委任します。委任をするやむを得ない理由は以下の通りです。

　令和　　年　　月　　日

　（委任者）

　委任者住所

　委任者氏名（自署）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　委任者生年月日

　委任者連絡先

　（自宅・勤務先・携帯）

４．申請に必要な書類（二級建築士及び木造建築士）

〔新規申請〕別紙のフローチャートにより必要書類を確認してください。　[〔申請書類ダウンロード〕](http://www.iwatekenchikushikai.ecnet.jp/registration/#new_apply)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和元年以前の合格者 | 令和２年以降の合格者 | 必要書類 | 注意事項等 |
| ○ | ○ | ・免許申請書(A4判2枚) | 記入漏れが無いように記載してください（二級・木造建築士共通） |
| ○ | ○ | ・二級・木造建築士住所等届（A4判） | 建築士事務所に勤務している場合は、勤務先の開設者名を勤務先名称の欄に記入してください（二級・木造建築士共通） |
| ○ | ○ | ・建築士免許証明書写真票 | 氏名は、楷書で、省略せずにはっきりと記載してください　　（二級・木造建築士共通） |
| ○ | ○ | ・証明写真2枚　・サイズは縦4.5㎝×横3.5㎝　・登録申請日から6ヵ月以内に撮影し、無帽・正面上半身・無背景のもの | 裏面に『氏名、撮影年月日』を記入免許申請書及び写真票に貼付 |
| ○ | ○ | ・本籍の記載のある住民票の写し（原本）　（マイナンバーの記載がないもの）⇒外国籍の方は市町村で発行している「住民票の写し（国籍の記載を含む）」(原本)を提出してください | 登録申請日から6ヵ月以内に発行されたマイナンバーの記載がないものマイナンバーの記載がある場合は受付できません |
| 手数料19,300円 | 手数料24,400円 | ・申請手数料　令和元年以前の合格者⇒19,300円　令和2年以降の合格者⇒24,400円 | (一社)岩手県建築士会受付窓口にて現金納入願います。※合格年で手数料が違うので注意してください |
| 希望者のみ | 希望者のみ | ・旧姓・通称名併記の確認できる書類(1) 住民票の写し(原本)（申請書に添付する書類と　同一でも可能）(2) マイナンバーカードのコピー(3) 戸籍謄本（抄本） | ※住民票の写し、マイナンバーカードは旧姓併記　手続きを経て「旧氏」欄に旧姓が入っているも　のに限ります。※住民票の写しに記載されている通称名である　事を確認 |
| ✕ | ○該当者のみ | ・学歴関係書類（卒業証明書等）学歴により申請する方のうち、いずれかに該当する方は提出してください。 | ・建築士試験の受験申込時に申請した学歴とは異なる学歴を用いて登録申請する方・令和元年以前の既受験者で、令和2年以降の試験受験申込時に学歴を証する書類を提出していない方 |
| ✕ | ○該当者のみ | ・建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証書のコピー（A４） | 建築設備士資格による申請者のうち、令和元年以前の既受験者で、令和２年以降の試験受験申込時に建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証書のコピーを提出していない方 |
| ✕ | ○該当者のみ | ・実務経歴書◎「学歴」又は「資格」で登録申請される方は不要 | 勤務先毎（自営業を含む）の実務経歴を記入実務経歴書記入例実務経験の対象実務の例示コード表 |
| ✕ | ○該当者のみ | ・実務経歴証明書◎「学歴」又は「資格」で登録申請される方は不要 | 勤務先毎（自営業を含む）の実務を証明している書類（実務経歴書と対応していること）実務経歴証明書記入例 |
| ○ | ○ | ・合格通知書（設計製図の試験　合格通知書） | 提示のみ。確認のためお持ちください。※郵送申請の場合はコピーを同送してください |
| ○ | ○ | ・本人の確認できる書類（運転免許証やパスポート等顔写真があるもの） | 提示のみ。確認のためお持ちください。※郵送申請の場合はコピーを同送してください |
| ○ | ○ | ・印鑑（認印可） | 訂正がある時のために必要代理申請、郵送の場合は不要 |

**【その他】**日本国外において建築士の免許を受けている者による申請の場合は、日本国外の建築士の免許証の写し及び、写真が必要です。

**【申請手数料】**

**申請手数料　２４，４００円（令和２年以降の合格者）／１９，３００円（令和元年以前の合格者）**

※申請手数料は、(一社)岩手県建築士会受付窓口にて現金で納入願います。領収書を発行いたします。

※郵送による申請の場合は、お問合せください。

**【申請書提出の前にご確認ください】**

◎代理申請、郵送による申請で、書類に不備がある場合は申請できません。

　□　すべての項目が記入されていますか？

　□　氏名・本籍・生年月日・性別は「本籍の記載のある住民票の写し」と同じですか？

　□　合格番号、合格年月日は「合格通知書」と同じですか？

　□　申請者本人の証明写真は2枚ともしっかり糊付けして貼ってありますか？

　□　証明写真の表面にキズ、汚れのないことを確認しましたか？

　□　欠格事由の各項目を確認し、該当するものにチェックをしていますか？

　□　申請手数料24,400円（令和2年以降の合格者）又は19,300円を用意しましたか？

**※「本籍の記載のある住民票の写し」（原本）はマイナンバーが記載されていないものをご準備ください。**

**マイナンバーが記載されたものは受付できませんのでご注意ください。**

**【申請／交付窓口】**

|  |  |
| --- | --- |
| 受 付 日 | 平日（土日祝日及び12月29日～1月3日は休業） |
| 受付時間 | 午前９：００ ～ 午後５：００ |
| 場　 所 | **一般社団法人岩手県建築士会　本部事務局**（℡０１９－６５４－５７７７）　盛岡市上ノ橋町１－５０　岩繊ビル2階 |
| 申請時必要なもの | ・申請書類、身分証明書、認印 |
| 交付時必要なもの | ・交付ハガキ、身分証明書、認印 |

**免許証明書の交付は新規申請書類を提出された日から約３カ月後です。**交付の用意が整い次第、**交付ハガキをご自宅に送付して連絡します。**受取の際は本会にお越しください。

**※注意事項※**

・提出された書類の「受付」は免許登録を認めるものではなく、以降「登録要件の有無に関する審査」を経て登録になります。

・審査の段階で、書類内容についてお電話で確認させていただく場合があります。

　実務経歴証明書の場合は、証明書に記入のある担当者に確認いたします。

・実務経験として認められるかどうか判断が難しい実務については、日本建築士会連合会が設置する「建築士免許登録実務経歴審査委員会」にて付議されるため、免許証の発行までの時間が長くなります。

・審査で、登録要件が「無」と判定された場合、手数料は還付いたします。